

**社会福祉法人神戸市東灘区社会福祉協議会
役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程**

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神戸市東灘社会福祉協議会(以下「法人」という。)の定款第10条、第25条ならびに第40条にもとづき役員及び評議員の報酬及び費用に関する事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、法人の理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、法人の評議員をいう。
- (3) 有資格監事とは、法人の監事のうち公認会計士または税理士の資格を有し、その資格にもとづき選任された者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の35で定められる報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本会は、有資格監事の職務遂行の対価として下表のとおり報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日に併せて法人の業務を行った場合、それにかかる交通費実費は支払わないものとする。

	報 酬 (1回あたり 税 込)	費 用 弁 償 (日額)
監査の実施	30,000 円	交通費実費
理事会・評議員会出席等	10,000 円	交通費実費
会計年度内の報酬総額	150,000 円以内	—

- 2 役員のうち第2条3号以外のものについては、報酬を支給しない。ただし、費用の弁償を行うことができる。
- 3 評議員には報酬を支給しない。ただし、費用の弁償を行うことができる。

(支給方法)

第4条 報酬は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額がある場合には、その額を控除して支給する。

(費用)

第5条 役員及び評議員が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員及び評議員が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法 59 条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会ならびに評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。